

広報なかぐすくへ有料広告を 掲載しませんか？

中城村では、村が発行している「広報なかぐすく」における有料広告の掲載を実施することになりました。

財政収入の確保及び地域産業の活性化と住民サービスの向上を図ることを目的としております。

なお、ご応募にあたっては、「広報なかぐすく」の有料広告掲載募集要領をご覧になって、お申し込み下さい。

また、広告掲載申込書は中城村ホームページ又は、企画課にて入手することが出来ます。

【お問い合わせ】

中城村役場 企画課 広報担当

電話 895-2131

FAX 895-3048

「広報なかぐすく」の有料広告掲載の募集について

中城村では、財政収入の確保および村民サービスの向上、地域産業の活性化を図ることを目的に、「広報なかぐすく」において有料広告の掲載を平成19年度より実施しており、平成23年度も募集いたしております。

なお、掲載希望にあたっては、「広報なかぐすく」の有料広告募集要項（村ホームページ・中城村役場企画課で配布）をご覧ください。

1. 広告の規格、掲載料、掲載位置

	規格	掲載料（1回につき）	掲載位置
1号	縦50mm×横88mm	5,000円	裏表紙から1～8ページの間
2号	縦50mm×横180mm	10,000円	裏表紙から1～8ページの間
3号	縦150mm×横194mm	30,000円	裏表紙
4号	縦297mm×横194mm	50,000円	裏表紙

※掲載割付は村で決定します。また、紙面の都合により、別のページへの掲載になることもあります。

※広報なかぐすくの有料広告掲載に関する要綱に照らし合わせて、妥当でないと認められる場合は、掲載をお断りする場合があります。

2. 掲載について

(1) 発行は年12回

4月20日、5月20日、6月5日、7月5日、8月5日、9月5日

10月5日、11月5日、12月5日、1月5日、2月5日、3月5日

ただし、発行日が土曜、日曜、祝祭日の場合はその前日になります。

(2) 使用できる色は2色（黒、村が指定する色）

(3) 広告掲載を希望するものが広告口数を超える場合は、掲載申込みの口数が多い広告を優先します。なお、同一基準の場合は、村内企業を優先し、それ以外は抽選になります。

3. 申込み方法

専用の広告掲載の申込書に記入の上、原稿案を添えて、2月25日まで(4月号へ掲載の場合)に申込み下さい。その他の月への申込は、随時受付しますが、枠数に限りがありますので、お早めにお申し込み下さい。

【お問い合わせ】

中城村役場 企画課

電話 895-2131 FAX 895-3048

ホームページ <http://www.vill.nakagusuku.okinawa.jp>

「広報なかぐすく」の有料広告掲載募集要領

1. 広告の規格、掲載料

規 格		掲 載 料
1号	縦 50mm×横 88mm	5,000円
2号	縦 50mm×横 180mm	10,000円
3号	縦 150mm×横 194mm	30,000円
4号	縦 297mm×横 194mm	50,000円

2. 広告の掲載位置

- (1) 1号、2号については、裏表紙から1～4ページの間に掲載します。
(16ページの場合、12～15ページになります)
- (2) 3号、4号は裏表紙に掲載となります。
- (3) 掲載位置は村で決定します。また、紙面の都合により、別のページへの掲載になることもあります。

3. 掲載について

- (1) 発行は年12回
4月20日、5月20日、6月5日、7月5日、8月5日、9月5日
10月5日、11月5日、12月5日、1月5日、2月5日、3月5日
ただし、発行日が土曜、日曜、祝祭日の場合はその前日になります。
- (2) 使用できる色は2色（黒、村が指定する色）
- (3) 広告掲載を希望するものが広告口数を超える場合は、掲載申込みの口数が多い広告を優先します。なお、同一基準の場合は、村内企業を優先し、それ以外は抽選になります。

4. 掲載できない広告

- (1) 公共性を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動及び宗教活動に関係のあるもの
- (3) 暴力団、その他反社会的団体が関与すると認められるもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に関するもの
- (6) 青少年の健全育成上好ましくないもの
- (7) 誇大表示、不当表示その他表現方法が不適切なもの
- (8) 人権を害するおそれのあるもの

- (9) 第三者の氏名、写真、談話、商標、著作物等を無断で使用しているもの
- (10) 法令等に違反し、又は抵触すると認められるもの
- (11) その他村長が広告掲載として適当でないと認めるもの

5. 申込み方法

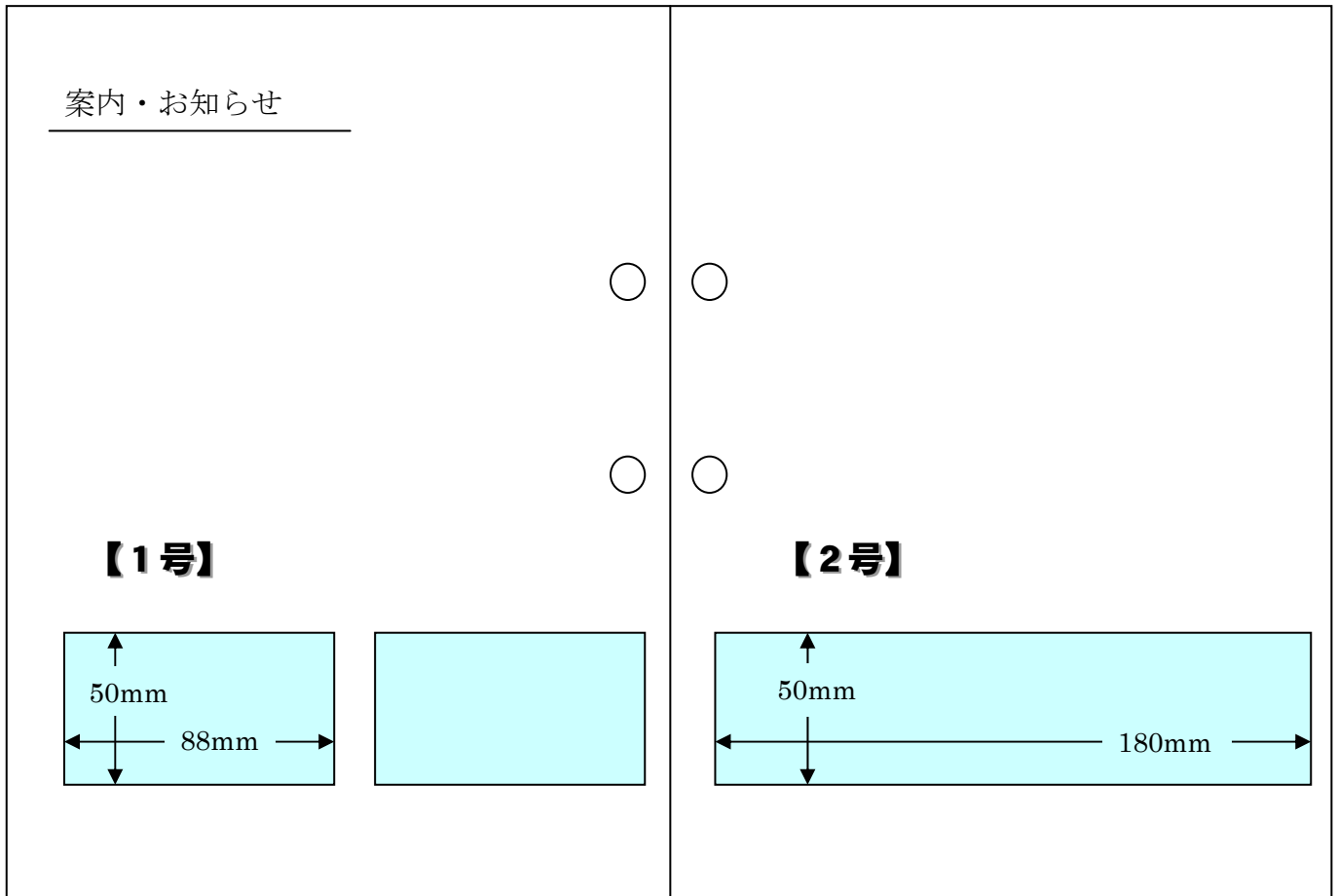
広告の申込みは、「広報なかぐすく」有料広告掲載申込書（様式第1号）に必要事項を記載の上、原稿案を添えて、掲載希望号の発行日の40日前までに提出。

6. 掲載料の納入

掲載料は、「広報なかぐすく」有料広告掲載可否決定通知書（様式第2号）に同封する納入通知書により、指定期日までに納入してください。納入を確認後、広報へ掲載し、発行します。

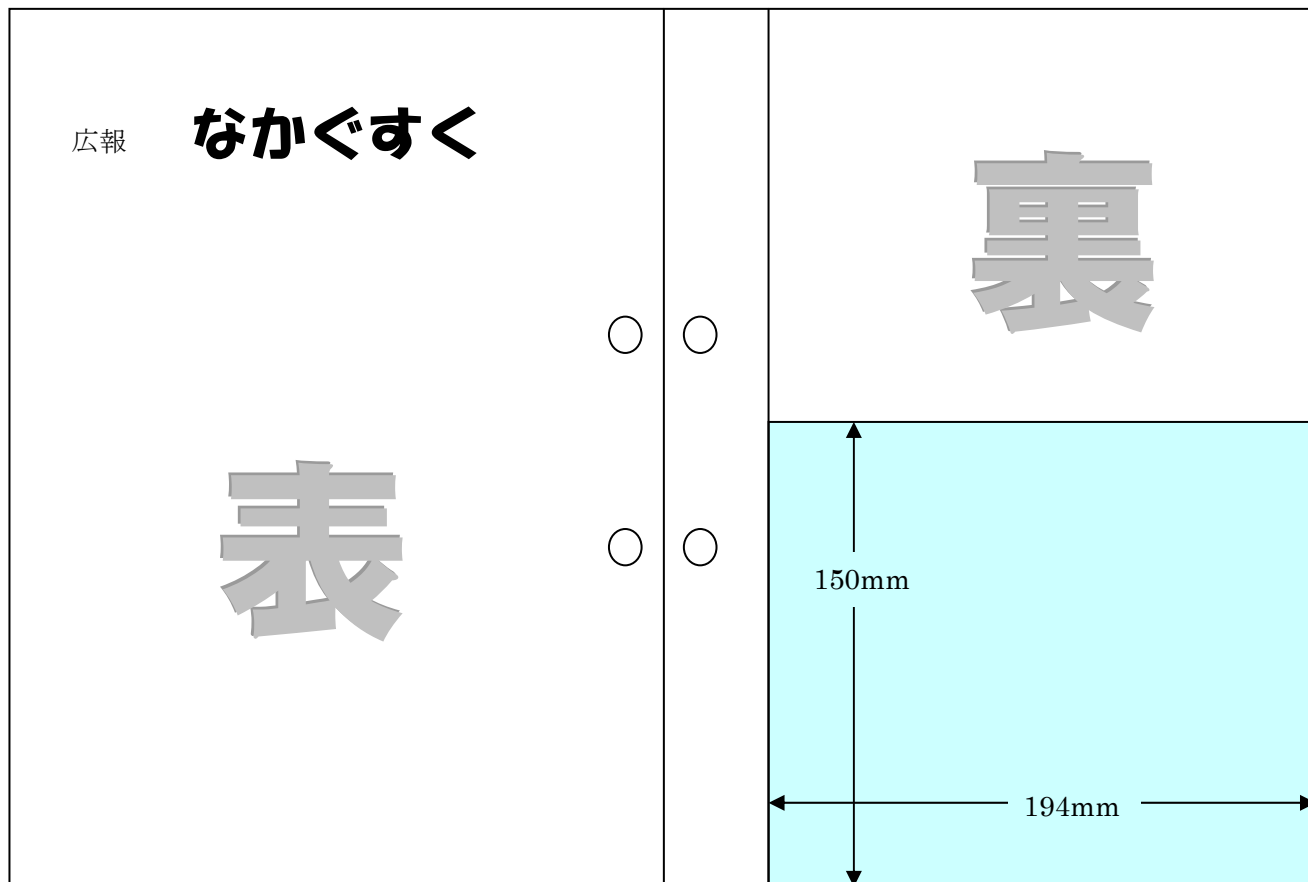
参考

【1号・2号の場合】

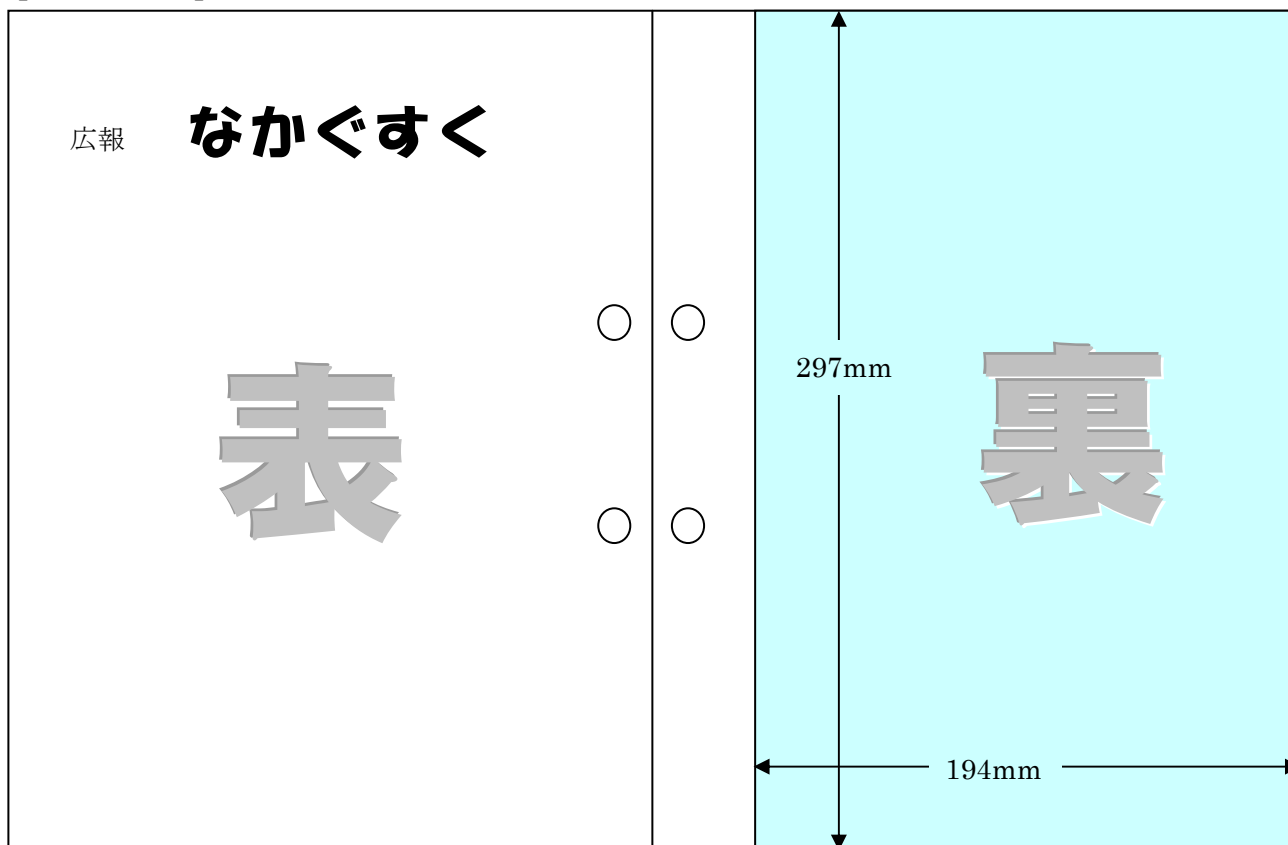


※実際の大きさではありません

【3号の場合】



【4号の場合】



様式第1号

「広報なかぐすく」 有料広告掲載申込書

中 城 村 長 殿

申 込 日		平成 年 月 日
申 込 者	住 所 (所在地)	〒
	会社名 代表者名	印
	TEL・FAX	
	担当者名	

「広報なかぐすく」に広告を掲載したいので、下記のとおり原稿案を添えて申し込みます。

記

掲 載 号	広告規格(サイズ)	掲 載 号	広告規格(サイズ)
平成 23 年 4 月		平成 23 年 10 月	
平成 23 年 5 月		平成 23 年 11 月	
平成 23 年 6 月		平成 23 年 12 月	
平成 23 年 7 月		平成 24 年 1 月	
平成 23 年 8 月		平成 24 年 2 月	
平成 23 年 9 月		平成 24 年 3 月	

備考

◎ 広報紙の発行は、4月20日、5月20日、6月5日、7月5日、8月5日、9月5日、10月5日、11月5日、12月5日、1月5日、2月5日、3月5日となります。

但し、発行日が土曜、日曜、祝祭日の場合はその前日となります。

◎ 広告規格(サイズ)については、募集要項のとおりです。

◎ 希望通りに掲載できない場合がありますので、ご了承下さい。

広告掲載の許可
可 ・ 否